

広島県告示第百五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第二項の規定によつて、広島港に係る港湾隣接地域の変更に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成二十七年二月十九日

広島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 期日

平成二十七年二月二十六日 午後二時

二 場所

廿日市市下平良二丁目一一番一

廿日市市役所七階会議室

三 変更しようとする地域

広島港廿日市地区